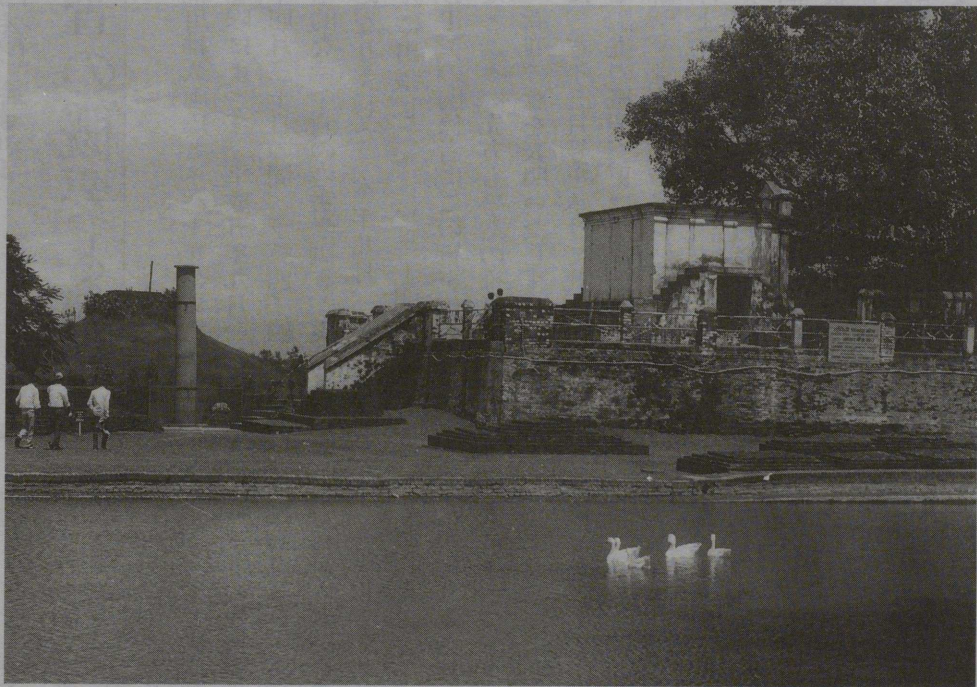


全 仏



No. 392

1993. 10



現マヤ堂の全景 (関連記事 2・3・4 頁)



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

ルンビニー園マヤ堂修復事業 後期マヤ堂考古学調査の概要と展望

はじめに

平成五年八月三十一日、京都グランドホテルに於いて理事、評議員会が開催され、本秋再開される後期ルンビニー園マヤ堂考古学調査の実施計画と予算が承認されました。これによって昨年十二月より本年三月に亘り実施されたマヤ堂の考古学試掘調査に基き、前回と同じく本会がルンビニーに派遣した上坂



前期考古学調査中のマヤ堂

悟、荒川維久両氏とネパールの考古学者の合同調査隊によって、平成五年九月一日より平成六年四月三十日の間、予算四千四十七万円の本格的なマヤ堂の考古学調査が実施されることになりました。本年九月、本会よりネパールに出張してルンビニー開発トラスト(LDT)の関係者にこの旨を伝え、了承を求めたところ、先方も事業の推進に大いに期待し、歓迎の意を表明いたしました。そこで本稿は、本年五月号を承けて此度のマヤ堂の考古学調査の概要、更には本会が目標としている新マヤ堂建立への展望に就いて御報告申し上げます。

(一) マヤ堂の本格的考古学調査の概要

今回のマヤ堂の考古学調査は、第一に御本尊が仮堂に遷されたあとの十九世紀に建立されたマヤ堂の上部を古代遺構の接合点に至るまで解体します。第二に一九三〇年代ラナ將軍によって建設された基壇部分を解体して古代の遺構を現わします。第三にマヤ堂の周辺部を発掘調査して地中のマヤ堂の古代遺構を

調査します。こうした調査を通じてマヤ堂の古代遺構の全体像を把握します。十九世紀に発見されて以来、多くの人々によって実施されてきた調査の成果の再確認が、これらの調査の目標であります。

第四に、これが今回の調査の主たる目標ですが、マヤ堂内部の基壇上から自然層にいたるまでの発掘調査を行います。そしてこの発掘調査には、実は考古学上極めて重要な意義が秘められているのであります。

と申しますのは、マヤ堂は十九世紀以来多くの人々によって調査が実施され、破壊と撿乱が繰り返されたにも拘らず、この部分は何人によっても未だ調査されていないとのことであります。しかもマヤ堂は歴史とともに移動することなく、その初源から現代に至るまで、正しくこの地に於いて一貫して営まれてきたらしいのであります。最上層のマヤ堂の基礎は Gupta 期 (AD 四世紀～AD 八世紀) のものと言われていますが、どうやらこの下には、クシャーナ期 (シユンガ期) (BC 一世紀～AD 四世紀) の遺構が、そして最下層には、マウルヤ期 (BC 三世紀～BC 一世紀) の遺構が重層的に眠っているらしいのであります。そこでこの未知のマヤ堂内部の基壇上から自然層にいたる発掘調査の意義に就いて、私たちが良く知っている釈尊御生誕の物語に

照らして少々説明させて頂きましょう。

釈尊は、マヤ夫人が無憂樹(アシヨカ)の樹の枝に右手を掛けたとき右脇からお生まれになったと伝えられております。もともと無憂樹と記述したのは玄奘で、ネパールの考古学者リジャール氏によればそれは沙羅(サラ)の樹であるとしています。氏は著書『カピラヴアストウ、ルンビニー、デーヴァダハの遺跡』の中でマヤ堂に就いて大略次のように述べています。「紀元前三世紀、マウルヤ朝のアシヨカ王は、釈尊がお生まれになった幸運の樹の前で礼拝し、この地を整備し、現在も残るアシヨカ王柱を建立した。更に五世紀の法顯や七世紀の玄奘もこの樹を見た」と。

尚、この樹に就いて『大唐西域記』で玄奘は「今は已に枯悴せり」と記しています。こうしたことから、この樹に対する礼拝のための施設がマヤ堂の初源で、樹が枯れた後にその上に礼拝施設が建立されたらしいのです。既に、理事会、評議員会で御承認を賜った上坂氏が本会に提出した「実施計画書」によれば、マヤ堂の考古学調査の目標は、マヤ堂の「初源とその歴史の変遷」の調査でありますが、その意味するところは、右に説明した点にあることは疑いありません。もともと氏は、学者の良心として公式に明言することは注意深く避けておられますが、そこで若し、

樹の遺物あるいは樹に関わる遺構がこの調査で発見されるならば、このことは釈尊の御生誕の場所を確証する世界的な発見となることでありましょう。

しかも、前期のマヤ堂の周辺とその上部に試堀溝を五本掘った調査によれば、基底部に紀元前三世紀、アシヨカ王の時代のものと思われる大規模なレンガの列が確認されております。これらのレンガは、後世のものに比べて大きく、大変立派なものでマウルヤ大帝国の勢威を偲ばせてくれます。その上、少量ではありますがありますが、マウルヤ期の特徴である北方黒色磨研土器の小片も出土しましたから、マヤ堂の初源がすくなくともマウルヤ期には発していたことが証明され、マヤ堂内部の考古学調査への期待がいよいよ高まらないわけにはいきません。



植樹された菩提樹の苗木

そうした訳で、マヤ堂の考古学調査の意義は、この一点に限っても、新マヤ堂建設の必要条件に止まらない学術的に極めて重要な意義を有することが御理解いただけたらと思います。

(二) 菩提樹の処置の問題

ルンビニー園のマヤ堂に参拝されたり、写真をご覧になった方は、天を摩する二十四メートルにも及ぶ菩提樹の大木が、マヤ堂の基壇上から聳え立つ姿に深い感銘を抱れた方が多いと思います。けれども同時にこの菩提樹の大木は、マヤ堂全体にわたってあたかも植木鉢のように根を縦横に張りめぐらし、レンガを噛み砕き、その存立を危うくしてきたことも事実であります。そしてこのことが、本会がマヤ堂修復事業に携わる契機となったことも皆様が既に御承知の通りであります。

本会は、一九八八年以来、この問題は極めて微妙な信仰の問題を含むだけに、基本的に菩提樹を何とか残す方向で考えてきました。けれども我国と同様、樹木信仰の長い伝統を有するネパール仏教界の最高指導者、故アマリタナンド師は本会職員との会見のさい「菩提樹とは、その樹の下で修行者が菩提に達したから菩提樹と言うのだ。それ故、菩提樹はマンゴーでも竹でも一向に構わない。あの樹は、その意味では菩提樹ではない。切るべき

である。」と主張されました。本会は、この意見を尊重しながらも何とか残すことができないうか方法を探索してきましたが、現在は全面的に考古学調査を実施するために、新マヤ堂の完成後のことを考えてみるにつけても、どうやら枝を切つて苗を作つて後継者を残した上で切除しないことには、如何ともなし難い状況に立ち至つてゐるとの認識に最終的に到達せざるをえなくなりました。この点についてはLDTが、「修正協定書」に従つてその責任に於いていづれ措置することになりましょう。

(三) 本会代表者によるルンビニー園の視察

日谷周暎理事長を团长とする本会代表团が既に御案内のように、来る十一月二十八日より十二月四日の日程でネパールを訪問し、ルンビニーを視察することになりました。この視察の目的は、第一にはマヤ堂内部の発掘調査を中心とする考古学調査の現況の視察を行い、第二にはコイラ首相、ジョシー文部大臣兼LDT理事長、サキヤLDT副理事長をはじめ要人と会見して、本会とネパール側の交歓を深めることであります。

この視察を通じて、本会のマヤ堂修復事業に就いての理解が深まり、新マヤ堂の構想をめぐつて様々な議論が起ることが期待されます。

ます。

(四) 国際的な専門家会議の開催と新マヤ堂建立の展望

マヤ堂の考古学調査実施計画書によれば、調査は、一九九四年四月には終了する予定であります。そして一九九四年九月からは、待望幾久しかった新マヤ堂の建設に着手することになってゐます。ところでどのような新マヤ堂が建立されるのか、それはネパール側の強い要望により開催される国際的な専門家会議により決定されることになってゐます。

この会議は、本会からはもとよりのこと、ネパール、インド、タイ、スリランカ等の国々から専門家が参加してカトマンズとルンビニーで開催されることになっております。「修正協定書」によれば、この会議でマヤ堂の「考古学調査報告書」により、その復元の構想が決定されるはずであります。

ところがここで問題があります。それは抑々調査報告書は、調査終了とともに直ちに提出されえないのです。このためには長い時間を必要とします。さらに仮に調査報告書が提出されたからと言って、それが新マヤ堂の構想を提供しうるかとなると大いに疑問です。

新マヤ堂は、古代マヤ堂を復元することによって建立されることになってゐますが、現在の考古学調査に対する見通しでは新マヤ堂を

建立するに足る十分な資料が、得られる可能性は殆どないようです。とすれば、一つの方法としては、新マヤ堂はマヤ堂の考古学調査を通じて明らかにされる重層的に堆積している不完全かつ部分的なマウルヤ、クシャーナ(シユンガ)、グプタの各時代の遺構の一つを選択して、これをインド古代建築全体の中で比較して検討し、この検討によって新マヤ堂の構想をたてるという方法を採用することにはなりません。これは大変困難な仕事ではありませんが、逆に考古学調査報告書への依存度は低くなります。一九九四年九月に新マヤ堂の建設に着手するためには、逆算してみますと一九九四年二月には国際的な専門家会議を開催しないことには、本設計や建設業者の選定や基本的な資材の調達、予算の策定のための時間がありません。従つてこれから新マヤ堂の建立をめぐつて極めて大切な局面を迎えることになることであらう。

本会は、今後、こうした基本方針に基づいて鋭意努力を重ねて新マヤ堂の建立のために努力するつもりであります。就きましては今後とも本事業の推進の経過を見守り下さり、何卒御理解と御支援を宜しくお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

(総務部長・川島宏之、国際文化部長・木内隆志、国際文化部長・深澤照生)

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕拙寺の住職は、数年前から、いわゆる老人性痴呆症の症状が出始め、八十歳を越えた最近は特にひどくなってきました。そこで私（副住職）としては、早く「住職」（代表役員）を譲ってもらいたいのですが、本人は聞き入れません。こうした場合、どうしたらよいかをご教示下さい。なお、他の二人の責任役員（法類代表及び檀信徒総代）や世話人会は、私の住職就任に賛成しています。

（北海道・A寺）

〔回答〕どこの御宗門でも住職の任命（認

証）権は宗門にあります。宗門に対する新しい住職の任命（認証）申請は現在の住職の意思を無視しては行えないようになっています。

貴寺の御住職は老人性痴呆症の症状がひどくなったにもかかわらず、住職であり続けたい意思をお持ちのご様子、お困りのことと存じます。儀式、法要に支障をきたしたり、また当然代表役員でもあらまじょうから、法律行為にあたって意思能力を欠く場合には取引きに支障をきたすことが予想されます。また、意思能力を欠いていることを利用され、署名捺印させられた書面が、貴寺にとって多額な債務を負う結果を招くことも考えられます。もちろんこのような約束は無効ではありますが、裁判となれば意思能力を欠くことを立証するのに多大な労力の負担を強いられます。

そこでこのような場合、どの御宗門も住職代務者制度を採用されています。即ち、御宗門により多少の違いはありますが、おむね、「病气その他の事故により三月以上職務を行うことができないときは住職代務者を置くべき」旨の規程があります。一方、宗教法人法は代表役員について右と同

様の場合、代表役員代務者を置くべきことを規定しています。同様の規程は貴寺の寺院規則にもあり、代表役員代務者は、宗門により住職代務者をもって充てるべきことが書かれているはずで

す。そこで貴寺の場合どうするか。法類代表、檀信徒総代、世話人会は貴師の住職就任に賛成してくれているのですから、住職代務者の就任にも異議はないことでしょう。貴寺が属する御宗門の宗制を見たいだけですが、現在の御住職の意思を無視して、法類代表と檀信徒総代だけで住職代務者の任命（認証）申請が可能ではありません。そうしてこの任命（認証）がされますと、貴師は住職代務者であり、同時に代表役員代務者でもありますから、早速法務局で代表役員代務者の登記をして下さい。こうしておけば、いわゆる法律上の取引において、貴寺に思わぬ損害を与えるおそれはなくあります。それだけでなくこの制度は、檀信徒の不帰依を招来することから現在の御住職を護る制度でもありますから、結局現在の御住職の意思にも沿うことになりましょう。もちろん住職代務者は住職と全く同じ権限を行使することができます。

徳島県仏教会税務講習会

徳島市・厚生年金会館で開催

徳島県仏教会、徳島県真言宗不二会、高野山真言宗徳島宗務支所の三団体の共催による税務講習会が、九月十六日に徳島市の厚生年金会館を会場に開催された。

講演は、本会顧問弁護士の長谷川正浩師が「寺院と税の問題」のテーマで、続いて真言宗豊山派重林寺住職の古田治雄師が「宗教法人と税務調査」と題して行った。(古田師の講演内容は次号に紹介)

※ ※ ※

長谷川師は、昭和五十六年を境に寺院への税務調査が行われるようになった経緯から説明。

一、宗教法人税制への批判

昭和五十六年というこの時期は、消費税と



講演する長谷川師

いう間接税が考えられていた時期であり、その新税導入にあたって国民の賛同を得る必要上から、不公平感の是正が叫ばれた。すなわち、不公平税制のターゲットにされたのが宗教法人であった。

こうした宗教法人税制への批判の上から税務調査が行われたのであるが、実際に税制の面で宗教法人は優遇されているのだろうか。

住職等職員に支払われる給料に対する所得税は、一般のサラリーマンと同率である。法人税の面では三十三種の収益事業を営んでいる場合だけ現行税率二七％であり、この点に關しては他の営利法人より優遇されている。しかし、それには以下の三点の法的な根拠がある。

二、法人税が不課減免される法的根拠

①公益説

公益説とは、宗教法人が行う活動は公益性が非常に高いことである。公益法人には学校法人、医療法人、社会福祉法人等々があるが、この公益法人が行う公共事業、あるいは公益事業を責任を持って行うべきは、国

家や地方公共団体のはずであるが、全ての事業をやりきることにはできない。そこで公益法人というものをつくり、民間に任せたいものが学校法人、医療法人等である。このように公益事業をやってもらう公益法人にせめて法人税は課さないで、この公益活動を支援をして行こうという考え方である。

②政教分離説

政教分離の原則は憲法上の原則であり、我が国において世界の中でも徹底した政教分離を貫くことは、歴史的な経緯から生まれたものである。政治が宗教に関わりを持つと、国家が墮落しそして宗教が墮落してしまう。それは戦前における国家と国家神道との関係を思えば容易に推察できる。

このことが何ゆえ法人税を課さないということになるのか。仮に宗教法人に法人税を課することになると、布施収入等の本来の宗教活動が税務調査の対象になってくる。そうなると宗教活動の真髄までを税務署に公開しなければならなくなる。憲法における基本的人権は、国家の意識的な行動によって侵害されるよりも、むしろ無意識的な行動によって侵害される恐れが強い。そこで税務調査により無意識的に「宗教の自由」を侵す危険を排除するという選択から、宗教法人に法人税を課さないという方策がとられたのである。

③ 法人税の本質からくるもの

もともと法人税は所得税の前取りという考
えて課税されてきた。営利法人の利益は株主
に配当する場合、所得税として課すべきで
あるが、株主に配当するまでに至らない中間
で法人に利息がたまった時に、まず法人税分
を取りその後、利益を株主に分配した時に配
当所得を取るという考え方である。

ところが公益法人の収益は個人に分配され
ず、所得税の前取りという考え方は出てこな
い。したがって、公益法人が収益事業をやる
うがやるまいが、法人税は課さないというの
が本来である。しかし収益事業については他
の事業と競争原理が成り立たなくなるため課
税されるようになり、業種がだんだん増えて
現在三十三の業種が収益事業となっている。
その税率もはじめは同率であったが、もとも
との基本的な考え方の相違により、一般の営
利法人と差がつけられたのである。

三、宗教法人に対する税務調査

1 税務調査の種類

一般的に税務調査には大きく分けて、①全
くの任意調査、②いわゆる任意調査、③強制
調査、の三種類がある。

① 全くの任意調査

「お尋ね」というような質問書を送付して
くるような場合で、応答を拒否してもなら

の不利益を課されない。

② いわゆる任意調査

税法に規定する質問検査権の行使として行
われるもので、納税者の承諾が必要になる。
しかしこれに応じないと罰則があるため注意
が必要である。

③ 強制調査

納税者の承諾がまったくなしに調査がで
き、裁判所の令状が必要である。

宗教法人に対する納税調査は任意調査が主
たるもので、寺院には強制調査を受ける程の
経済的基盤はなく、多くの捜査員を動員する
必要もないのである。

2 宗教法人に対する調査の特徴

宗教法人に対する調査の特徴は、一般の調
査では国民の「納税の義務」と「財産権の保
障」との関係で問題が生まれるが、宗教法人
の調査ではこれらに新たに「宗教の自由」と
の接点加わる。

どちらが大事かといえば、明らかに歴史的
に見ても「宗教の自由」の方が大切である。

「宗教の自由」といわれるものは「学問の自
由」、「表現の自由」といわれるものの源泉
である。この精神的な自由というものがいつ
たん侵されてしまうと、元に戻すことが非常
に難しい。財産権が侵される場合は、選挙を
行って政府を入れ替えることによって元に戻

すことができるが、精神的な自由が侵される
と血を流さなければ解決できなくなってしまう。
すなわち、独裁国家は自らの政権を守る
ために、精神的な自由を制限するものである。
そのような意味から、「宗教の自由」をはじ
めとする精神的な自由は、「財産権の保障」
よりも高度な基本的人権といわれている。

この「宗教の自由」との接点加、宗教法人
に対する税務調査には新たに加わるわけであ
る。したがって、税務調査を行う税務署職員
もこの点の勉強は必要不可欠である。

3 宗教者の守秘義務と税務職員
の守秘義務

実際の税務調査では、過去帳の閲覧に関し
て問題が起きるが、ここで宗教者の守秘義務
と税務職員の守秘義務との関係が出てくる。
このような場合、税務職員は国家公務員とし
ての守秘義務を主張することにより過去帳の
閲覧を求めると、宗教者は職務上知り得た他
人の秘密をむやみに第三者に漏らせば、秘密
漏泄罪という刑法上の罪責に問われる。この
守秘義務というものは、相手に守秘義務があ
るからといって、自分の守秘義務が解除され
るわけではない。

このように「宗教の自由」とは、税務調査
を行う税務職員も、調査を受ける宗教者側も
守らなければならない重要なものである。

囲碁大会参加者募集

第十一回全日本仏教会囲碁大会が左記の要領で開催されます。今年も、一人でも多くの方のご参加をお待ちしています。

日時 十一月十二日(金) 午前十時～
会場 高岩寺(とげぬき地藏)

参加費 一万円(昼食、懇親会費、記念品代をふくむ)

資格 加盟団体所属の僧侶(ただしプロ)

の棋士をのぞく)

競技 クラス別、オール互先

懇親会 競技終了後、表彰式を兼ねて行う

締切 十月三十一日

なお、本年も日本棋院より棋士をお招きして指導碁を行う予定です。

参加希望の方は、本会国際文化部までご連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。

事務局録事

一九九一年

七日～八日 同宗連現地研修会出席

九日 局内会議

法律相談室

十日 同和委員会

十三日 税務委員会

十三日～十八日 ネパール現地調査

十五日 基本法実行委員会出席

十六日 基本法中央集会出现

徳島県仏教会税務講習会出席

日仏保前理事長感謝の集い出席

十八日 本願寺派全戦没者追悼法要参列

二十二日 局内会議

二十五日 解放研究所宗教部会出席

二十六日 永平寺被差別戒名物故者追善供養会参列

二十八日 宗教法人実務者研修会出席

静岡県仏教会大会出席

二十九日 日宗連理事会

【訂正】

前号、理事・評議員会の記事の中で「日谷周映」師を誤って、「日谷周映」師と、また加盟団体代表者同和研修会の記事の中で題名「檀家制度の成立と差別戒・法名」を誤って、「設立」と掲載いたしました。ここに訂正するとともに、つつしんでお詫び申し上げます。

全仏手帳

一九九四年版

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、ご注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14 cm

定価 七〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一四

全日本仏教会

全仏手帳係

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965